

令和 8 年太良町地域共通商品券 『地域のチカラ太良町みんなで助きたい券』実施要領

1. 商品券概要

- ◇商品券内容 町民 1 人につき
大 人：23,000 円分（1,000 円×23 枚）
内訳：専用券 18 枚、共通券 5 枚
高校生以下：10,000 円分（1,000 円×10 枚）
内訳：専用券 8 枚、共通券 2 枚
- ※ 専用券 町内に本店（本社）がある取扱店で使用できます。
共通券 町内すべての取扱店で使用できます。
- ◇配布総額 16,970 万円（専用券 13,300 万円、共通券 3,670 万円）
※国の重点支援地方交付金を活用しており、共通券には食料品特別加算分を割り当てています。
- ◇配布方法 太良町役場より 4 月中にゆうパックにより郵送
- ◇使用期間 令和 8 年 4 月 28 日（火）から令和 8 年 9 月 30 日（水）

2. 取扱店

- ◇取扱店 町内に店舗のある事業所で、太良町商工会に取扱店登録した事業所。※太良町商工会の会員・非会員は問いません。
- ◇取扱店の募集 町内回覧、太良町 HP、町報たら及び事業所への郵便案内・商工会 HP に掲載し、太良町商工会窓口において申し込みを受け付けます。
※取扱店は店頭の商品券が使えるお店であるチラシを掲示

3. 換金概要

- ◇換金実施主体 太良町商工会
- ◇換金方法 毎週月曜日に換金手続きを行い佐賀西信用組合の小切手にて支払う
- ◇換金手数料 無料
- ◇換金申請 換金手続きに際し、商品券裏面へ登録取扱店舗名を記入し換金申請書の提出

4. 商品券の配布対象

- ◇対象 町民全員（基準日：令和 8 年 3 月 1 日現在）
大 人 平成 19 年 4 月 1 日以前に生まれた方
高校生以下 平成 19 年 4 月 2 日以降に生まれた方

5. 偽造防止等

- ◇偽造防止 コピー防止特殊印刷紙において作成
- ◇使用制限
- ・商品券において、業者間取引には使用できません。
 - ・商品券の交換売買を禁止します。
 - ・国からの指導により、土地、建物、タバコの購入には使用できません。